

事前評価票【No.36】

施策等名	領海、EEZにおける海洋調査の推進	担当課 (担当課長名)	海上保安庁海洋情報部 海洋調査課 (課長 仙石 新)
施策等の概要	我が国領海、排他的経済水域の海洋管理を的確に行うため、調査データの不足している海域において、海洋調査を優先的的重点的に実施する。(予算関係) 【予算要求額：1,691百万円】		
施策等の目的	我が国の海洋管理を的確に行う。		
政策目標	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
施策目標	19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する。		
業績指標	検討中		
業績指標の目標値(目標年次)	検討中		
施策等の必要性	<p>海洋の開発及び利用や海洋の総合的管理のために、我が国の領海及び排他的経済水域に関する基盤的情報を整備する必要がある。しかし、現状においてこれらの海域に係る調査量は、十分なものとはなっていない。(=目標と現状のギャップ)</p> <p>これまで、我が国の広大な領海及び排他的経済水域のうち、海上交通の安全に重要な海域等を優先するとともに、最近では、特に大陸棚調査のため太平洋側の調査を重点的に実施してきた。(=原因分析)</p> <p>このため、他の海域において、海洋の開発及び利用や海洋の総合的管理のために必要な基盤的情報が不足している海域が存在する。(=課題の特定)</p> <p>こうした状況を踏まえ、調査データの不足している海域における地形調査及び地殻構造調査等の海洋調査を優先的的重点的に実施する。(=施策の具体的内容)</p>		
社会的二一ス	海洋基本法では、我が国が国際的協調の下に、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る新たな海洋立国を実現することが重要とされており、そのため、海洋の開発及び利用の計画立案等の海洋管理に資する基盤的情報の整備が必要となっている。		
行政の関与	海洋基本法第22条により、国は海洋調査の実施に努めることとなっている。		
国の関与	海洋基本法第22条により、国は海洋調査の実施に努めることとなっている。		
施策等の効率性	当庁は、測量船を保有していることから、これを活用することにより、効率的な調査が可能である。		
施策等の有効性	海洋調査を推進し、領海及び排他的経済水域の基盤的情報を整備することにより、我が国の海洋開発及び利用の計画立案等の海洋管理が図られる。		
その他特記すべき事項	海洋調査の進捗状況について平成24年度に事後検証を実施		